

岩手県告示第830号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 名称 紫波町城山鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成27年岩手県告示第829号）による変更後の紫波町城山鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 2 (1) 名称 栃ヶ森鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成27年岩手県告示第828号）による変更後の栃ヶ森鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 3 (1) 名称 栗駒鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更（平成27年岩手県告示第826号）による変更後の栗駒鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 4 (1) 名称 一関市花泉町蒲沢堤鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成27年岩手県告示第829号）による変更後の花泉町蒲沢堤鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 5 (1) 名称 岩泉町小本鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更（平成17年岩手県告示第942号）による変更後の岩泉町小本鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成27年11月1日から平成29年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 6 (1) 名称 二戸市馬仙峡鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成27年岩手県告示第828号）による変更後の二戸市馬仙峡鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 7 (1) 名称 折爪岳鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更（平成17年岩手県告示第943号）による変更後の折爪岳鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 8 (1) 名称 九戸村折爪岳鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成27年岩手県告示第829号）による変更後の九戸村折爪岳鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。